

船舶事故調査報告書

平成27年4月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年6月7日 03時25分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島南西岸 高見港南防波堤灯台から真方位252°820m付近 （概位 北緯34°18.36′ 東経133°40.41′）
事故調査の経過	平成26年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六栄幸丸、4.82トン KA3-22501（漁船登録番号）、個人所有 11.60m(Lr)×2.50m×0.76m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、昭和54年11月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月23日 免許証交付日 平成22年7月26日 （平成28年2月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成26年6月7日03時00分ごろ高見島南東岸の係留地を出港し、船長が、操舵室の椅子に腰掛けて、手動操舵により同島南岸沖を南西進した。 船長は、高見島南西岸沖の変針予定場所付近に到達したと思い、同島北西方沖の漁場に向けるつもりで右転した。 本船は、約15ノット(kn)の速力で北北西進中、03時25分ごろ、高見島南西岸の浅瀬に乗り揚げた。 船長及び甲板員は、すぐに本船から陸岸に上がり、僚船に本船の救助を求めた。 本船は、本事故発生場所付近の陸岸に集まった僚船の乗組員によりロープで陸に揚げられ、クレーンにより台船に載せられて香川県丸亀市の修理地に運ばれた後、解体処分された。

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西流 約0.5kn</p> <p>月没時刻：00時40分</p>
その他の事項	<p>本船の出航時の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験は夜間も含めて何度もあった。</p> <p>本船の船首方向の見通しは、良好であった。</p> <p>本船は、4月の下旬から行われるさわら漁の期間中は、毎日03時ごろ出港して07時ごろ帰港し、16時ごろ再び出港して22時ごろ帰港する操業を繰り返し行っていた。</p> <p>船長はレーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、高見島南西岸との距離を確認していなかった。</p> <p>甲板員は、操舵室後方左舷側で座っていた。</p> <p>高見島南西岸には、人家、街灯などの灯りはなかった。</p> <p>船長は、前日は久しぶりの大漁で、本事故発生時大漁を期待し、少しでも他船より早く漁場に着こうと思っていた。</p> <p>船長は、操業の疲れが残っており、変針する前から事故発生までの状況をよく覚えていなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、高見島南岸沖を南西進中、船長が、変針予定場所に到達したと思い、同島との距離を確認せずに右転したことから、高見島南西岸に向けていることに気付かずに北北西進し、同島南西岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、4月の下旬から休みなく漁を行い疲れが残っており、事故発生までの状況をよく覚えていなかったことから、本事故当時、覚醒水準が低下していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、高見島南岸沖を南西進中、船長が、変針予定場所に到達したと思い、同島との距離を確認せずに右転したため、高見島南西岸に向けていることに気付かずに北北西進し、同島南西岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行いながら操船に当たること。

付図1 事故発生経過概略図

